

平成 26 年 6 月 27 日

各 位



「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」について

平成 26 年 7 月 1 日 (水) より、「外国口座税務コンプライアンス法 : FATCA (ファトカ)」の適用が開始されます。FATCA は、米国の納税義務のある方が、海外 (米国以外) の金融機関の口座を利用して米国の課税を回避することを防止するために制定されました。

この FATCA については、日米が相互に協力することになっており、日本の金融機関においても、米国の納税義務者等であるかの確認を行うため、FATCA に関するご質問させていただく場合や、お客さまからの書面による申告ならびに必要な書類のご提示・ご提出をお願いする場合がございます。

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

[「外国口座税務コンプライアンス法 \(FATCA\)」のご案内](#)

以上